

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第2号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年7月12日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和3年7月28日専決

岩倉市長 久保田 桂朗

事 故		相手方住所氏名	損害賠償の額
場 所	概 要		
岩倉市川井町八瀬ノ木5番地先市道甲北島藤島線	相手方車両が走行中、街路樹から落下した枝が車両左側に接触し、損傷したもの。	愛知県北名古屋 市 [REDACTED] [REDACTED]	600,000円